

旭川工業高等専門学校防火管理規則

制定	昭和53. 11. 20達第 3 号	
改正	平成12. 2. 8 達第36号	平成16. 4. 1 達第51号
	平成19. 3. 13達第47号	平成23. 11. 14達第 7 号
	平成27. 3. 20達第35号	令和 2. 3. 17規則第47号
	令和 3. 3. 22規則第 9 号	令和 5. 3. 22規則第27号

旭川工業高等専門学校防火管理規則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 旭川工業高等専門学校（以下「本校」という。）における防火管理業務については、法令その他に特別の定めある場合を除くほか、この規則の定めるところによる。

(目的)

第 2 条 この規則は、本校における火災その他の災害防止の徹底を期し、災害による人的、物的被害を軽減することを目的とする。

第 2 章 防火管理機構

(防火管理の総括等)

第 3 条 校長は、本校防火管理の全般を総括する。

2 事務部長は校長の命を受け、本校防火管理に関する事務を処理する。

(会議)

第 4 条 防火管理に関する事項については、旭川工業高等専門学校運営会議（以下「会議」という。）において審議する。

2 会議に関し必要な事項は、旭川工業高等専門学校運営会議規則（平成27年達第21号）の定めるところによる。

(防火管理者)

第 5 条 防火管理に関する業務を行わせるため、防火管理者を置く。

2 防火管理者は、消防法（昭和23年法律第186号）第 8 条に定める資格を有する者のうち校長が命ずる。

(防火責任者)

第 6 条 防火管理について徹底を期するため、防火責任者を置く。

2 防火責任者は、旭川工業高等専門学校不動産管理規則（平成16年達第57号。以下「不動産管理規則」という。）第 4 条第 1 項に定める不動産監守者がこれに当たる。

(火元責任者)

第 7 条 火気の管理を適確に行うため、火元責任者を置く。

2 火元責任者は、不動産管理規則第 4 条第 2 項に定める不動産補助監守者がこれに当たる。

(消防用施設設備の点検検査員)

第 8 条 消防用施設設備の適正管理と機能保全に必要な点検検査を行うため、検査員を置く。

2 検査員は防火管理者が指名する。

(自衛消防隊)

第 9 条 火災その他の災害発生の際、その被害を最小限にとどめるため、本校に自衛消防

隊を置く。

2 自衛消防隊の組織及び任務は、別表第1のとおりとする。

第3章 火災予防

(防火管理者の任務)

第10条 防火管理者は、教職員及び学生等に対し常に防火管理の徹底を図るとともに、次の事項を行うものとする。

- (1) 防火管理計画の作成
- (2) 消防用設備台帳の記録保管
- (3) 消火設備、避難設備等の標識、使用法等の明示及び周知徹底
- (4) 揮発油その他発火性、引火性、危険物等の貯蔵所、置場等の火気禁止区域の指定及び明示
- (5) 消防署の防火査察の立会及び指示事項の記録

(防火責任者の任務)

第11条 防火責任者は、所属の教職員及び学生等を指揮監督してその受持区域（以下「区域」という。）において、次の事項を行うものとする。

- (1) 区域内の火気の管理及び火元責任者の指揮監督
- (2) 区域内の消火設備、避難設備の所在及び員数の把握と周知徹底
- (3) 区域内の非常持出物件の指定、表示及び搬出順序の指示

(火元責任者の任務)

第12条 火元責任者は、その受持部屋において次の事項を行うものとする。

- (1) 火気には常に留意し退室するときは危険のないことを確認すること。
- (2) 所定の終業時刻には受持部室を巡視し、電気、ガス、ストーブ等の処理をすること。

(教職員及び学生等の遵守事項)

第13条 教職員及び学生等は、火災予防等について次の事項を遵守、防火管理者、防火責任者、火元責任者、宿日直者及び警備員等の指示に従わなければならない。

- (1) 火気を使用する場合は、可燃物と安全な距離を保ち、火気使用中はその場所を離れないこと。
- (2) 火気使用後は、確実に熱源の元栓を切断し、安全を確認すること。
- (3) 電気、ガスの配線配管を勝手に変更して使用しないこと。
- (4) たき火は、防火責任者を經由して、防火管理者の許可を受け、指示された場所で行うこと。
- (5) 最終退室者は、必ず火気の有無を点検し、完全に出火のおそれのないことを確認すること。
- (6) 防火管理上の必要により行われる点検検査及び調査等に協力すること。

(点検検査及び記録)

第14条 火災予防上の点検検査基準は、消防用施設設備点検検査基準表（別表第2）のとおりとする。

2 点検検査員は、点検検査の結果をその都度消防用設備台帳（別記様式）に記録し保管するものとする。

第15条 点検検査員は、前条に基づく点検において、防火施設設備等の破損、故障又は火災予防上改善を要する事項を発見した場合は、速やかに防火管理者に報告するものとする。

2 防火管理者は、改善を要する事項が重要と認められる場合は、改善意見書を添えて校

長に報告するものとする。

(臨時の火気使用)

第16条 臨時に火気を使用する者は、あらかじめ火気を使用する場所の火元責任者及び防火責任者を經由して、防火管理者の許可を得た場合は、防火管理者の指示に従いそれぞれの注意事項を厳守しなければならない。

(建物及び施設の変更)

第17条 建物の新改築又は、電気、ガス、水道その他の工作物を新設、改修する場合は、防火管理者に通知するものとする。

(警報、伝達及び火気使用の規制)

第18条 防火管理者は、火災警報発令時その他気象の状況により火災発生のおそれがあると認められる場合は、その旨を全校に伝達し、火気の使用を制限することができる。

第4章 災害防御

(火災発見者等の措置)

第19条 出火現場の者又は火災発見者は、全校に非常報知の処置を行い、総務課総務係に連絡するとともに消火器等を用い初期消火に努めなければならない。

2 勤務時間外における火災発生時の連絡順序は、旭川工業高等専門学校消防計画（平成24年制定）による。

(電気、ガス、水道担当者の措置)

第20条 電気担当者は、出火を知った時は出火現場に関係ある配電線を切断しなければならない。ただし、揚水ポンプ及び夜間の照明用配電線は、最後まで通電するよう特に注意するものとする。

2 ガス担当者は、出火を知った時は出火現場に関係ある施設のガスを切断しなければならない。

3 水道担当者は、出火を知った時は揚水ポンプの全力運転を行い、停電あるいは減水等の場合は市水に切換しなければならない。

4 電気、ガス、水道担当者は、防火管理者が指名する。

(自衛消防隊の出動)

第21条 自衛消防隊に指名されている者は、出火の覚知と同時に所定の消防用器材その他の装置をして出火現場に急行し、第9条に定める自衛消防隊の編成及び任務分担に基づいて、消火作業その他の業務に努めるものとする。

第22条 隣接火災の発生により本校に危険のおそれがある場合は、校内出火の場合に準じ、機宜の措置をもって警防態勢をとるものとする。

第5章 防火教育、訓練

(防火教育)

第23条 防火管理者は、教職員及び学生等に対し、随時防火教育を実施するものとする。

(消防訓練)

第24条 火災に備え、被害を最小限にとどめるため、総合訓練及び部分訓練を年1回以上実施し、技術の練磨を図るものとする。

第6章 消防機関の連絡

(連絡事項)

第25条 防火管理者は、次に掲げる事項について消防機関と連絡を密にし、防火管理の適正を期するものとする。

- (1) 消防計画
- (2) 消防査察
- (3) 防火教育, 防火訓練
- (4) 建物及び諸設備の新改造
- (5) その他防火管理について必要な事項

第7章 震災予防措置

(震災予防措置)

第26条 震災予防措置については、第14条及び第15条によるほか、特に建築物の避難通路等の障害の防止及び消防用設備等に対する安全性確保等に努めるとともに、火気設備器具等及び自動消火装置等の安全性の確認、危険物の漏出防止等を確認しなければならない。

(震災後の措置)

第27条 地震直後においては、直ちに建築物、消防用設備、火気設備器具並びに危険物設備等に対する点検検査及び応急措置を行うものとする。

第8章 雑則

(出入業者への適用)

第28条 この規則は、本校に出入りする請負業者等にも適用する。

附 則

この規程は、昭和53年11月20日から施行する。

附 則 (平成12. 2. 8 達第36号)

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成16. 4. 1 達第51号)

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成19. 3. 13 達第47号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成23. 11. 14 達第7号)

この規程は、平成23年11月14日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則 (平成27. 3. 20 達第35号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (令和2. 3. 17 規則第47号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3. 3. 22 規則第9号)

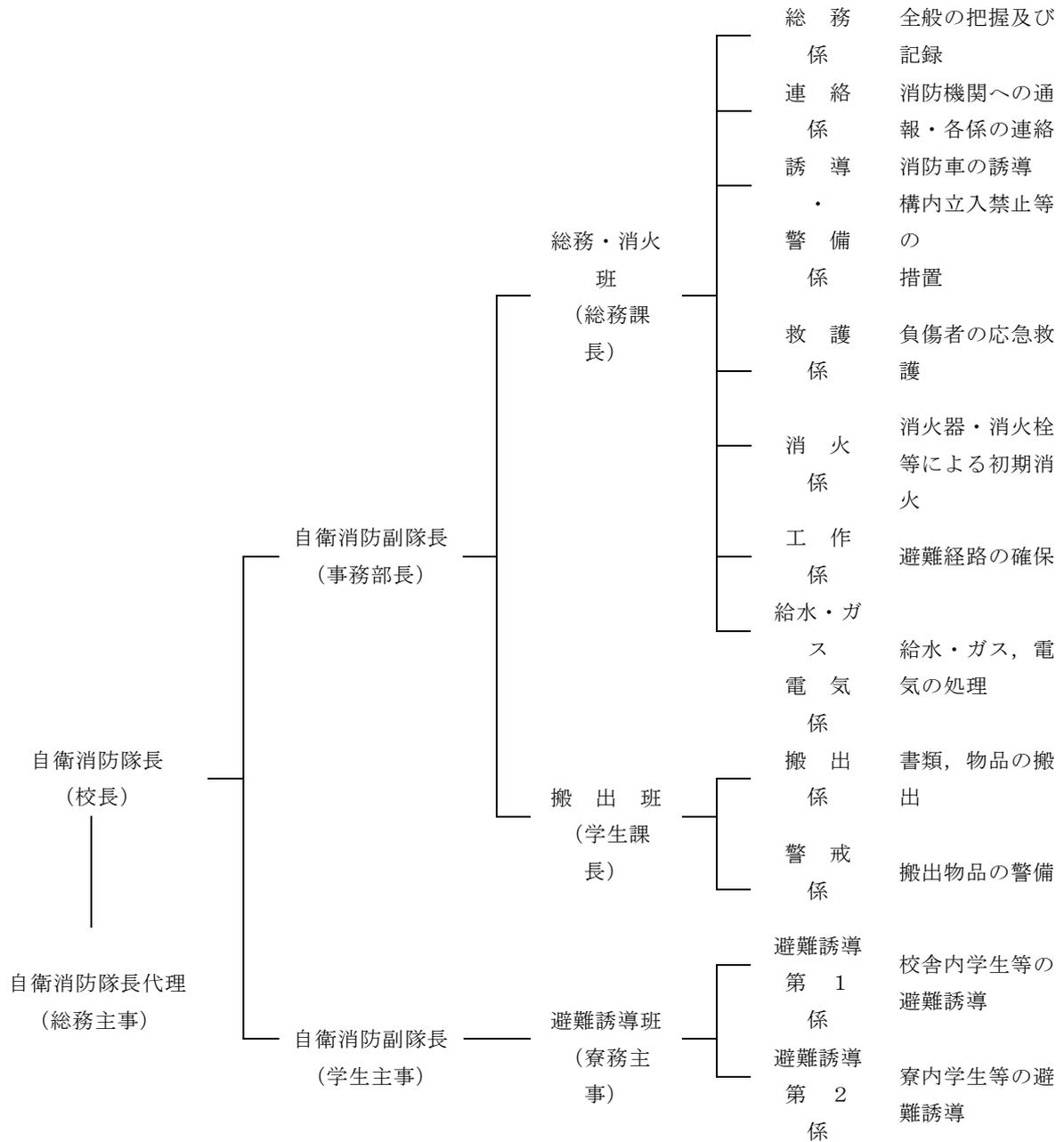
この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和5. 3. 22 規則第27号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1 (第9条関係)

旭川工業高等専門学校自衛消防隊組織任務表



備考 各班の配置については、毎年度、校長が指名する。

別表第 2（第14条関係）

消防用施設設備点検検査基準表

区分	検査事項	検査回数	検査員
建築物等検査	建築物等の防火的な位置，構造，使用状況，防火シャッター，防火戸排煙口等の管理状況の検査	定期検査 6月1回 不定期検査	防火管理者 が指名した 検査員
火器使用 施設検査	炊事器具，採暖器具，焼却炉，喫煙設備等の火気使用施設設備の管理状況の検査	同上	同上
消火施設検査	消火器，消火ポンプ，消火栓，消火用貯水槽等の管理状況の検査	同上	同上
避難設備検査	非常口，避難階段，避難梯子，救助袋等の管理状況の検査	同上	同上
電気・ガス 設備検査	電気配線，電気機器，避雷針，ガス配管，ガス器具，火災報知器等の管理状況の検査	同上	同上
危険物等検査	消防法に規定する危険物の管理状況の検査	同上	同上

別記様式（第14条関係）

（表）
消防用設備台帳

区分		検査事項	
型式		番号	
規格 (容量)			
購入又は 設置年月日			
設置場所			
火災予防上 改善を要す る事項及び その後の処 置の記録			

備考 この台帳は、別表第2の区分及び検査事項の内容別に区分して記入する。

